

農業振興地域整備計画について

■農業振興地域整備計画の目的

自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としている。

■農業振興地域整備計画の管理

農業振興地域整備計画は、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を計画的に推進することを目的として策定するものであり、その内容の保全及び計画的実施を推進するとともに、情勢の変化に対応した適切な計画として確保するため、おおむね5年ごとの基礎調査に加え、必要な管理を実施する必要がある。

■農業振興地域整備計画の内容

- ・農用地利用計画
農用地として利用すべき土地の区域
- ・マスタープラン
農業振興に関する施策展開についての基本計画
(農業生産の基盤の整備及び開発、農用地等の保全に関する事項等)
- ・基礎資料

■全体見直しのスケジュール (未確定)

4	・基礎資料案作成
5	・整備計画案作成(農用地利用計画部分)
6	・整備計画案作成(マスタープラン部分)
7	
8	
9	
10	
11	・市町村関係団体等の意見聴取(農業委員会、農協、土地改良区等) ・全体見直し県事前協議ヒアリング
12	
1	・農業振興地域整備計画(案)確定
2	
3	
次年度	・全体見直し公告縦覧・異議申出(事前協議についての県の回答後随時) ・全体見直し法定協議(公告縦覧後随時)